

第 13 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.1.30(金)10:00 11:20

場 所：議会棟 6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名） 執行部、事務局

資 料：第 13 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

- 1 三重県リサイクル製品利用推進条例に関する資料
 - ・資料 1～資料 4
- 2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に関する資料
 - ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について
 - ・資料 1～資料 6

検討会議事録 概要版

委員：ただいまから第 13 回議員提出条例に係る検証検討会を開催いたします。前回の第 12 回検討会では、条例改正案の新旧対照表及び申入書案について、各委員にお諮りした上で、条例改正案の作成及び申入書案の文言調整について、一任をいただきました。

また、引き続き本検討会において検証する条例として、「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」を選定いたしました。

本日の第 13 回検討会においては、三重県リサイクル製品利用推進条例の条例改正案及び申入書案について、検討会としての合意を得て確定をさせたいと考えております。

また、あわせて条例改正案の提案理由等について検討いたします。

その後、「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」について、執行部から説明を求めることといたします。

はじめに、これまでの討議結果を踏まえた「三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案」を事務局に作成させましたので、お手元に資料 1 として新旧対照表を、資料 2 として条例改正案をそれぞれ配付いたしました。

それでは、資料について事務局から説明させます。お願いします。

事務局：(資料 1 及び 2 について説明)

委員：はい。ありがとうございました。何か委員の皆様からご質問はありませんでしょうか。(「なし」の声)はい、ありがとうございます。

それでは、資料 2 の条例案を検討会の条例案として確定し、議員発議により提出することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

ありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

なお、条例案の提出にあたっては、検討会委員全員が署名して提出することになりますので、よろしく願いいたします。

次に、条例の運用に関する知事への申入書案についてですが、前回、私どもに文言等の調整について一任いただき、再度、文言等の調整を行い、資料 3 としてお手元に

配布いたしました。これについて、事務局から説明させます。お願いいたします。

事務局：(資料3について説明)

委員：今の事務局からのご説明をいただきましたが、いかがでしょうか。(委員了承)よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、確定するということになりますので、資料3を検討会の申入書案として確定することに賛成の方は挙手を願います。(挙手全員)ありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

本日、確定いただきました条例改正案及び申入書案を検討会の案として、2月13日の全員協議会において説明することといたします。また、提出日は2月20日の金曜日を予定いたしております。

次に、条例改正案の提出説明について討議します。前回の検討回において各委員からご意見をいただき、たたき台となる案を資料4のとおり作成し、事前に配付させていただきました。本日は、資料4について各委員から意見を伺い、それらを踏まえて改めて提案説明の作成については、一任いただきたいと思います。

それでは、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。そうしましたら、事務局から朗読させます。

事務局：(資料4について朗読)

委員：はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。

委員：私どももこれはよく分からないのですけれども、この「議会の一員である議員は」というところですが、これは議会なのか議員なのか、本来はどちらなのかというようなところが、どちらなのでしょう。また、緊要というのは聴いていて分かりにくいので、もう少し平易な表現の方がいいような気がします。

委員：いろいろと知事への申入れや今の提案理由の説明も含めて、いわゆるフェロシルト問題等の反省を踏まえてと、私も意見を申し上げて、していただいたことに非常にありがたいと思っておりますけれども、ただ、もう一つ私はそのこの説明が、議会及び議員のというところが、これが正直言いましてまだ未説明だと。もちろんそのためのということではなく、2度と再び起こさないという形の論議も深めながら、条例改正をやっていくということで、そのことについて提案されるのは大いに結構なことだと思っております。そのこの分の説明が私はまだまだだと思っておりますので、この辺りは今後どこまで説明できるのかどうか。本当に何か不思議なことになっているので、改めて別の機会に対応策を考えなければならないのではないかと、それは気持ちの上での意見ではあります。保留していく部分だなと思いがありますということだけ一言申し上げます。

委員：また、別途の機会で説明ということも。今、委員からおっしゃっていただいた「議会の一員である議員」という表現の関係なのですが、「議会は」と言った方が簡単なのでしょうか。どうでしょうか。議会全体の責任ということですよ。これを見ていると、一人一人の議員がという感じがいたします。これは「議会は」という表現に変えるということによろしいでしょうか。それから、「緊要であります」というところなの

ですけれども、喫緊の課題でありますとか何とか言った方が分かりやすいのではないですか。このように見ると分かりますけれども、言葉を聴いただけでは何か分かりづらいですよね。緊急を要する課題、こういう言葉でどうでしょうか。喫緊の課題でありますという表現に直させていただくということでもよろしいでしょうか。(委員了承)はい、ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきたいと思いません。

改めて、先ほど議論していただきましたところも含めて、提案説明の作成は一任いただくといいでしょうか。(委員了承)ありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

これをもちまして、最初の条例である「三重県リサイクル製品利用推進条例」の検証を終えることといたします。

この条例の検証を終えるに当たりまして、一言申し上げたいと思います。

本検討会は、昨年6月30日に第1回を開催し、8月1日の第2回からリサイクル製品利用推進条例を対象として取り上げ、6ヶ月にわたって検証を行ってまいりました。

委員各位におかれましては、頻繁に開催いたしましたこの検討会で、各条文について専門的な事項に渡るまで熱心に調査し、ご議論をいただきました。ありがとうございました。

さて、次の検証対象である「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の検証に入る前に、各委員にお願いを申し上げます。

三重県議会基本条例第15条において、議員は検討会において積極的に議員相互間の討議に努めるものとする、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする、とされています。本検討会においても、その趣旨を踏まえ、委員間討議がこれまで以上に活発に行われるよう、改めてご協力をお願い申し上げます。

事務局：このリサイクル推進条例の検証検討が一区切りついたということでございますので、今後の事務的なスケジュールだけ、前回もお示しをしておりますが、もう一度確認のためにご説明したいと思います。

本日30日、この条例改正案そして申入書案について合意がなされましたので、2月13日の全員協議会で全議員に対して、この検討会の方から説明をしていただきたいと思います。というように考えております。

その後、条例案の提出につきましては、2月20日を予定しております。同日、代表者会議におきまして、この条例改正案と申入書案について説明をいただくこととなります。

あと、条例改正の手続きにつきましては、その4日後の24日に議運の方で説明いたしまして、26日の本会議で提案説明が行われるというようにしていきたいと考えております。

あと、常任委員会の方で補充説明を行った後、これは3月の中旬ということで考えておりますが、本会議での採決は3月23日です。

また、申入れの方につきましては、右側にありますとおり、2月20日の代表者会議で説明がなされ了承がされましたら、採決を待たずに、申入れを知事の方に行うというようなことで、具体的なスケジュールについては、2月20日の代表者会議後に日程調整をして、その旨ご報告をしていきたいと思っております。

今後の予定としましては、このようなことになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員：ありがとうございました。今の事務局から申しあげましたスケジュールにしたがって進めさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。(委員了承)ありがとうございます。

それでは、執行部の方、入っていただきますか。

次に、前回の検討会においては、「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」を次の検証の対象とすることといたしました。

本条例は、平成15年4月の施行から約5年余りが経過し、運用が重ねられてきたところであります。そのため、まずは現状を把握するため、条例の運用状況について説明を受けたいと考え、本日、執行部の出席を求めています。

それでは、これまでの条例の運用状況について説明をお願いいたします。

執行部：本日は、いわゆる補助金条例の運用状況等に関しましてご説明させていただきます。お時間いただきましてどうもありがとうございます。

この件につきましては、昨年度の県議会の会期見直し検討会の際にも、議会と執行部のやりとりの中で、この補助金条例につきましてもセットで見直しの検討をお願いした経緯もございます。

まず、このことにつきまして簡単にご説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料1をご覧くださいと思います。資料1という1枚ものの裏に別紙というものがあります。この別紙は、平成19年12月5日に開かれました、第10回の会期に関する検討プロジェクト会議の資料から抜粋したものでございます。この中で、検討事項として、執行部からの議会提出資料について次のとおり見直しを検討する。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、情報提供時期が遅れることのないよう執行部に申し入れる、とされまして、以下5項目につきましてご検討をいただいたものでございます。

今回、対象となっております、補助金条例につきましても、この別紙ののところに四角囲みにしておりますが、これが該当部分でございます。少し読ませていただきます。議会からの要請を受けて任意に提出している「請負契約一覧表」、「5千万円以上の請負契約における県外業者の落札状況」及び「県内・県外別発注状況」について、提出に代えてホームページでの公表とする。また、「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例第6条、第7条及び第8条に基づく各種報告」について、議

会への提出に代えてホームページでの公表により、対応できるよう条例改正を検討するとされております。

これは、会期見直しの検討の際に、私ども執行部からの申入れをお聴きいただいたものでございます。

具体的には1枚目に戻っていただきたいと思います。資料1をご覧いただきたいと思います。当然、議会への提出資料の中で地方自治法など法律に規定をされておりますものは、私どもの任意では見直しをすることができませんので、その他の部分ということで、いわゆる庁内の通知でありますとか、条例に基づくものについて見直しができないかということで、議会のご了解を得た上で、本年度から既に見直しを行っているものもでございます。

この一覧表の右端に、少し文字が小さくて申し訳ございませんが、備考欄がございます。ここに記載した内容が、既に見直しを行った内容でございます。例えば、議案説明書でございますけれども、議案説明書は廃止をいたしまして、議案概要に代えることや議会への提出をホームページの掲載に代えるといったことでございます。

本日、該当となります部分につきましては、この表の塗りつぶしの部分が、いわゆる補助金条例の提出資料でございます。これについても先ほど申し上げましたように、昨年度の見直しの申入れを行ったものでございます。

具体的には様式1号から4号までのうち、2号様式から3号様式につきまして議会への提出をホームページに代えることについて申入れを行いました結果、ご了解をいただいたというようになっております。

昨年度、このような経緯がございました。こういった経緯も踏まえまして、効率化、重点化の観点から、私どもとしてのお願いを提出資料にまとめさせていただきました。詳細につきまして担当の方から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

執行部：(資料について説明)

委員：それでは、ただいま説明をいただきましたことについて、皆様方からご質問がありましたらお願いしたいと思います。

委員：ご説明いただいた中で、1号様式とか4号様式である1千万円以上の件数と、それから2号とか3号の7千万円以上の件数というものをおっしゃっていたのですけれども、もう一回教えてもらえませんか。

執行部：1号と4号は、1千万円以上でございます。こちらの最初の2枚ものの2ページ一番下に小さい字で恐縮なのですが、平成19年度においては、1千万円以上の補助金の報告は年間632件、それから7千万円以上の報告は年間136件となっております。こちらで分かりましたでしょうか。

委員：資料がたくさんあるものですから、どの資料を見たら良いのか分かりませんでしたので。

あと、予算調整室に聴くというのも筋違いだと分かってはいるのですけれども、こ

の条例ができた時というのが、私もちょうど空白の時で、どういう成り立ちでこの条例ができたかということは何か聴いていますか。これを執行部さんに聴くのもおかしいのかもしれませんが。

事務局：私、以前議会事務局にお世話になりまして、今年からこちらに。当時、条例ができた後に私も替わってきたのですが、聴いた話では元々はシャープの補助金90億円からはじまりまして、それで高額な補助金を企業に交付するときに議会の議決にかからしめることができないかという話から条例の話が始まったと。それと執行部の方と協議していくうちに議決というのは予算執行権の観点から難しいということで報告することに落ち着いたと聴いております。

委員：その時に1千万円、7千万円という額の大きさというものは、特段の理由というものはなかったのですか。つまり、そちらの決裁権限との関係で、7千万円以上の決裁は誰々から、そういうわけでもないのですね。この1千万円、7千万円というのは。

執行部：私が承知している限りでは、1千万、7千万の根拠自体が私どもとしてはどれに準拠したかということは聴いていません。

委員：参考に1千万円以上の補助金の決裁権限というのは誰にあるのか。7千万円以上とは違うのか。

執行部：また後ほど。手元がないものですから、申し訳ございません。

委員：また教えてください。

委員：他にございませんでしょうか。

委員：確かに資料がかなり膨大になるだろうということもあって、今の提案も含めて分からないでもないけれど、ただ一つは、ホームページに出しますというのは、本当の意味の公表かということになると、一般的にどうですか。実際にホームページ上の画面で比較とか検討とかということが、なかなかできないでしょう。例えば年次変化はどう見るかとか。あるいはこの団体とこの団体でというような形でということになると、やはり皆様でもペーパーにしませんか。プリントアウトしなければならないようなことに、結果としてなるわけです。私などはなかなかよく使いこなせないのです。何かペーパーレスだということで北川知事の時にかなりペーパーを減らせというようなことでやっているけれども、本当の意味で減っているのかという意味や、あるいはもうあちこちでやはりプリントアウトしなければならないということが出てくるのではないかと。私などは古い人間ですから、活字で比較しないとということもありますし、そういう意味で、本当の意味でペーパーレスになっているのかという思いがします。やはりホームページ上で出ていますからこれは公表しますというけれども、どこにあるのかと私はよく電話で聴いてい、どうクリックしていかなければいけないのかとか、県の全体のホームページからということで大変膨大な資料なのです。だからそれについては、私は首をかしげるといいますか、必要なところだけをプリントアウトすれば良いのではないと言われるかもしれませんが、議会に公表されるという意味は、やはり文書で提出してほしいというのが私の率直な思いです。

1千万円、7千万円という基準というのは、これは一定のところでは線を引かれたということがあると思いますし、私もこの条例の時には確かにいました。シャープの補助金などけしからん、そんなものが許されるかと、あれはトップダウンで決めてきた話ですからね。90億がまずありきで、それから後で条例化したみたいなことで、あるいは理屈付けたというような話になってきて。そんなこととの関わりの中で、こういう条例の必要性が出てきたというのも思うのですけれども、今の1千万円を7千万円にということになれば、それは事務量も減るし、ペーパーは減るというようなことであるのでしょけれども、少額の補助金でも大事なことや、あるいは、ぜひ知りたいということもあり、いろいろな資料を要求することもあるし。

しかし、あれだけの分量のものをとて、皆がきちんと見ているのかというように言われるとなかなか大変だという思いも正直いたします。

例えば私は、補助金の基本的な在り方について、なぜ今このようなことを細かく検討しなければならないかとか、あるいは問題にしなければならないかということ、私などの関心とか思いは、やはり県民の税金を特定の団体なり、あるいは企業なりという形でもっている補助金を出されると、これは直接、担当のそこの方がいろいろと日常的なことで使ってやってみえるのでしょけれども、それが本当に県政全体の公平性だとか、県民の目線から見て本当に県に役立って、これは本当に必要なのかとか。そういったような点でのことから考えて妥当性があるのかということを検討しなければならないという意味でも、私は比較一覧表があるということはとても良いことだと思います。ホームページ上でザッと画面で見えていたら、このようなことはなかなかできにくいと思うのです。

それから、私はもう一つ、この検討をするに当たって、これはまた委員からこの直接の議題ではないと言われるかもしれませんが、例えば県から補助金を出しているこういう団体に県のOBだとかいう人が、いったいどれくらい天下りという悪いですけれども、行っているのかどうかとか。そういったようなことなどはすごく私たちとしては今、それこそ国会でも渡りだとか高級官僚があちこちの様々な外郭団体に行っているといわれることのかかわりの中で、やはりそういったような観点というのが今、議会としても非常に大事なのではないかと思うのです。国民の税金が使われている使われ先がどうなのかという観点から考えても、渡りなどというのはもってのほかだというような話が今、国会でもなされております。そういう意味では、私はこういう補助金の団体などをぜひ一度こういう時期に、県からのOBが一体何人行っているのかというようなことも、誰が行っているかというようなことは別にして明らかにしてほしいと思います。そういったような補助金を交付する時の直接の担当が、場合によっては再就職を頼むといったようなことになっていたら、これはまた大問題だという思いがします。

この間、私は、とりあえずは県が出資している団体だけの一覧表をつくってほしいとあって、事務局にお願いをして、これは近々私もびっくりしたもので何らかの形で

皆様に提供しなければと思ったのですけれども、県が出資している団体だけ見ても県のOBは確か64人だったかな。行っているということです。それから出資する団体だから現役で派遣されているという人も何人かおられます。そういうのが本当に良いのかどうかとか。あるいは長いこと勤めているということが良いのかどうかとか。県職員の場合のOBは渡りなどというのではないでしょうし、そんな高級な退職金はないでしょうけれども、そういう問題が、私はやはり補助金と関連してあり得る心配というか問題点という、そのような意味も含めて、私はこの検討の一つの議題にもぜひ本来はしてほしいというくらいの思いがあるわけです。

ですから、直接的な質問ということはないですけれども、私の今の疑問に関わって何か今のホームページ上でというのは、やはり困るし、また1千万円をやめて7千万円にということで、やはり範囲が狭くなってくるといようなことは困るし、やはり公表されているというかわりの中ではまたそれなりの公平さなり、あるいは県民の目線からきちんと見て、これは判断として公正なのか良いのかというような評価を、実質、県議会にも県民にもということで評価をしているということにも繋がっているのではないかと、そのような思いがいたしますので、私の意見がかなり長くなって申し訳なかったですけれども、そんな点での疑問にお答えいただければと思いますか、コメントいただければと思います。

執行部：ペーパーレス化のお話をされました。確かに私もそんなに機械が得意な者ではありません。ホームページとかインターネットですべてがペーパーレス化できるとは思いません。私も必要な書類はアウトプットして、紙にして見えています。ただ、その中でやはりすべてを紙に落としこんでということはいくらも少なくなってきております。特に若い人たちはそういう形になりますので、検討したということです。それからホームページの方にアップしたファイルの形式にもよるのですけれども、その形式次第ではかえって電子媒体化した方が加工等もしやすいという話もあります。

それと、議会のご審議の話ですけれども、私どもの提案といたしましては、当初予算での当初の事業計画については紙ベースで議会の方へ提出させていただきます。最終の評価についても紙ベースで提出して審議いただきます。その中間の交付決定とかそういった部分については、ホームページで上げたことで簡素化していただきたいと思えます。

委員：再就職については公表してくれる、この際。

執行部：OBの話は、私の方ではなかなか、所管も違いますので申し訳ございません。

委員：教えてほしいのですけれども、立入調査というのは、これは条例上でいくと、第8条の中の1項3号でポヨンとそれだけ、条文もあまりなしに入っている。立入調査その他監督の実施状況というのは、補助金を出しているのは、監査は別にそこに行って監査はしないですよ。それが悪いのは、補助金を出しているのだから別にこの条例のためではなくて、当然補助金を出しているのだから実施状況を見に行くというのが、それをまとめたのが4-3号様式ということで理解したらいいのですね。この補助金

のために特別何かその条例のために向こうに行って、例えば評価であるとかのために余分にしている仕事という言い方が悪いですけども、この条例があるために本来の業務に余分に本来プラスやっている仕事というのはあるのですか。

執行部：基本的には今、委員がおっしゃられましたように、当然補助金等であれば一連の流れの中で実績を確認する作業などをしますので、ベーシックな部分はそれをこういう形で報告するか否かとかは別として吟味をしてやるべきではないかと。

委員：単純にいうと無いということですね。

執行部：大筋のところでは当然にやるべきことをやると。

委員：ホームページはなかなか難しいと思うのです。例えば災害の被害報告を問合せでもホームページを見てくださいと。オンブズマンは丁寧にするが、議員は、いろいろな形の、そういう例にはならないですけども、とにかく私たちはそこを十分に使いこなせる能力がないから。それと今言いましたように、いろいろな資料を刷り合わせながら、ホームページというものについては、私はちょっと。天下りについては、これはまた他のところで。例の、1週間で変えたというような問題も他の方というのは、確かに問題もあると思う。それで知らぬ存ぜぬといっても、やはり県の執行部は天下りについて関与しているのは事実で、それは表向きは知りません、そういうことはしていませんと言いながら。ホームページの方だけは私もペーパーにした方が良いと思います。

委員：他にございませんか。

委員：何度もごめんなさい。もう一つ聴きたいのは、予算の時に1号様式を出して、これくらいの金額をここに交付決定のこれくらいの時期にやりますよというものを出すのですよね。その次に、現実に交付決定をしたら2号様式でもって交付決定実績調書を出しますと。あと変更があれば変更を提出すると。現実の1号様式、2号様式で、大きく変わるということはあるのですか。多分、予算を通したら、これはそんなに交付決定で大きく変わるということはないような感じがしますが、今までやってきた中で、1号様式と2号様式が大きく変わるといったことはいくつかあったのですか。

執行部：基本的には予算で定めた部分を守りながらしておりますので、全然違うというような話にはなりません。

委員：そうだろうとは思っています。ですから、1千万円、7千万円という額がどうかという気はしますが、最終的にそれで終わったものが実績で付くのです。それをまた評価する調書があります。そうすると、補助金の交付決定時がスタートなのか、予算を上げた時点でなのか、これは両方ともスタートと考えてこういう調書の作り方をしているのかなど。私は多分、交付決定実績調書というものは、ほとんど多分見ないと思います。予算としてここの団体にこれくらいを持ってきて、お金がこれだけというのは、これは多分見ます。いつも予算説明のときに見直しの補助金の廃止とか、リフォームとか、あのような見直しの事業は大体見ます。でもこれで交付決定しました

というのは、ほとんどゴミ箱へ捨てています。おっしゃる2号様式などをホームページにというのは理解します。大事なのは、この団体へこれだけ予算時にいきますというのを審査すること、それだけのものが現実にくら本当に使われたのかと最後の審査の部分があれば、他はあまりいらなかと。現実には6年間ほとんど見たことがなかったので、実感としては、私はそうかと思っております。

委員：他にございませんか。

委員：私は、先ほど委員がおっしゃったお話もよく分かるのですが、例えばこの間、四日市の畜産公社に対する、あれは県がもちろん補助も出して、市も出していますが、あそこの接待費がめちゃくちゃ多いというのが問題になりましたよね。新聞記事でも大きく報道されました。遅きに失して監査も実とはというような格好でされました。県から補助金を受けているような団体、ましてや単なる民間ではない、あそこなどは非常に公的な役割が大きいし、そういうところの接待の基準が、でたらめみたいな形でめちゃくちゃたくさんということで、これは私も細かく調べました。そういうようなことが許されるのかというようなことでは、やはり補助金を出している以上、公的な資金を使っている以上、一定のルールなり基準というものがあって然るべきではないかと思えます。民間になっているとそのようなものは全く分からないわけです。一層分からないのです。監査にも行かないと。

それから私は、これは不合理な思いがしているのですが、当たり前障りのないように言うつもりですが、例えば私学助成です。私学の学校に対する助成金ですが、あれも前から随分いろいろ聴いたりしているのだけれども、生徒数×一人いくらとかという形のそういう観点ではなく、なぜこんなに差ができるのかと。生徒数が低いのに多かったりとか、生徒数が多かったのに額は低かったりとか、あれは一覧表ですとそういう比較もできるわけです。なぜこのようなことになるのかと。それはやはり計上経費の関係だとか、授業料のかかわりだとか、いろいろなものを勘案した上で一定のルールもされながら、しかし一定のという話も聴いたりするのだけれども、この辺りのルール化も補助金の公正さというような点からしてきちんと県民に納得できる、議会にも納得できる説明がもっとオープンになれば良いという思いがすることもよくあるわけなのです。それは私学によってもいろいろとやり方があるけれども、私学助成というのはかなりの額なのです。私は増やしてほしいという気もしますが、しかしその辺りで在り方とのかかわりも含めた問題で、それはそれで公表されることで一定のルール化までつくって下さいというのは難しいのかもしれないけれども、それもあります。

それから、あえて私はOBだと言ったのは、やはりOBが行ってみえるというようなところが、これなどは端的ですが、この間も知事に申し上げた医師会だとか歯科医師会だとか薬剤師会だとかというようなところで、知事選にかかわって100万、200万の寄附を出すというのは、それは別会計ですというけれども、補助金の一部が還流されているのではないかと私たちは思うわけです。このようなものは法違反ではない

かと私などは、違反といえますか、趣旨としてはあれではないかとこの間、申入れをしました。

そういう点で、私は一定の補助金を出している以上はきちんとした、補助金の部分だけの節税というようになるかもしれませんが、やはり公的役割、公益性があるということでもっての補助金が出されている以上、その団体の在り方、そのかわりも含めてきちんとしてほしいという意味で、あるいは県との癒着みたいなことがあったらこれは困るわけです、そういう意味で私は今の財政当局ですから直接的な担当ではないとはいっているけれども、できる限り誰がどうこう言っているというのは、一定公表している部分もあるけれども、私は、人数くらいは公表してほしいという思いが率直にしております。これはこれでまた一度検討をして、然るべき担当のところからでも出してほしいというのが私の要求でもあります。

執行部：先生の方からそういうご要望があったということにつきましては担当の方へ伝えさせていただきます。

委員：私は別に県の職員にあれではなくて、やはり県の職員が天下っているかどうかということではなくて、この補助金が正しいかどうかという判断は、やはりこういう資料からやったら良いだろうと思います。

それで、私なりの理解としては、県の職員がそういうところへ再度就職するという理解なのですけれども、そういう人たちというのは、いるから補助金をおみやげ代わりに渡すというような時代ではないと。議会も執行部もそういう時代ではないと理解もしている。昔はそういうこともあったかもしれませんが、おそらく今の部長級が天下っているところについても公表しているということは、それだけの大きな金が動いているということと、そして例えばそのことによって、県での長年の経験というものが生かされていった完璧な判断ができるのではないかと利点もあると思うのです。

それともう一つは、この間の肉の四日市の問題ですけれども、これは多分、知らないだろうけれども、おそらく県からも出向していると思うのです。ただ、主要な部分に配置されていなかったということが、あのようなことになったのかも分かりませんし、県の職員が出ることによって、これはだめですよ、これはおかしいですよというような監査の前にブレーキをかける役割もあるので、この辺りについては決して委員を否定するわけではないけれども、また別の次元で議論していかなければいけないのではないかと、一言申し上げます。

委員：今のいわゆる天下り職員の団体の話が出ておりますけれども、私自身も思いますのは、実態は分かりませんのであれなのですが、そういう団体があったとしてもその団体に対して補助金を交付するかどうかというのは、ここの議論ではなくて別途の議論にしていきたいと思っておりますので、そのようなことで進めさせていただきたいと思っております。他にございませんか。

委員：今の意見に反論するというのではなく、いろいろと教えていただいて、私もなるほ

どという部分も多いのですけれども、県職員が行ってくれているからこそ大いに県政にも役立つとか経験が生かされるという部分で、それは否定するつもりはないのです。ただ、私はこの際に別の問題であわせて聴いておきたいと思うのですけれども、例えば介護だとか福祉だとかの施設に対して、この頃は多額の補助金という形でいきますよね。多額の補助金ということで、建設なども随分大きいのです。その建設にかかわったの補助金で、かつては三重県政でも不正があったことは随分、四日市の件もですけれども、水増し請求だとかいうようなこともあったりしましたけれども、例えば県なり公共事業の発注などの場合には、そういう発注にかかわっては、例えば議員が役員にかかわっているようなところに対しては、これはその議決に除斥規定があったり、あるいは市町村長のようなところに対しては、これは直接契約できなくなるのです。

ところが、福祉施設などの場合には、理事長さんや委員長さんや、議員を兼ねている方もあるということで、その場合は多額の補助金などというのは、それは全然、現実の問題にならないのです。分からないから教えてほしいのです。そういったような問題なども含めて、補助金の問題というのは、例えばごく最近これも問題になっているから明らかにオープンなのですけれども、皇學館大学などの撤退する、名張の問題ですよね。これは名張市もずいぶん多額の、三重県も6億5,000万円というような問題もありまして、そういうところなどに、例えば県会議員もやってみてあそこの市長さんになられた、元市長さんが皇學館大学に行ってみるといような話などを聴くと、ぶっちゃけた話このようなことが本当に許されるのかというような思いもしないでもないわけです。これは議員の問題ではなく市長との問題ですけれども、このようなことなども、こういうのは全然、公共事業の請負契約の時だけは問題になるけれども、それ以外は問題にならないわけです。この辺りで、この場での論議ではなかったのですが、そういう思いがありました。

執行部：今、言われた部分は民法の規定で相互代理という規定がありまして、契約するときには三重県知事と同じ名前ではできないというのがあります。補助金の交付の要件の中で、その団体の役員の構成をみて補助金を交付しないとのケースは私が承知する限りでは知らないです。あくまでも少額補助金のときもどういう形の事業をしてもらうのかその分については是非を考えてというのがあります。

委員：私も勉強いたします。

委員：それでは、本日の執行部からの説明聴取はこれで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。本日の議事は以上であります。